

1. 営利事業者に売上戻しが発生する場合、売上戻しの証憑を取得した年度に、売上収入のマイナス項目として計上しなければならない(財政部中区国税局-2015/1/31)
2. 輸出貨物の販売収入は、通関日が帰属する会計年度に計上しなければならない(財政部北区国税局-2015/1/27)
3. 営利事業者が、一方で借入金の利息を支払い、他方で貸付金の利息を受取っていない場合、当該支払利息は認められない(財政部北区国税局--2015/1/27)
4. 2015 年度の個人総合所得税免税額、標準控除額、給与所得特別控除額、障害者特別控除額及び累進課税の金額について。(財政部台北国税局-2015/1/16)
5. 単一法人株主会社においても、会社法第 170 条第 2 項の規定を遵守し、等しく会計年度終了後 6 か月以内に取締役会を開催し、財務諸表を承認しなければならない。
(103.12.05 経商字第 10302145450 号-2014/12/5)

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者に売上戻しが発生する場合、売上戻しの証憑を取得した年度に、売上収入のマイナス項目として計上しなければならない。
公表内容	<p>台中の甲社の電話質問で、もし営利事業者に売上戻しが発生する場合、2013 年度の売上に係るものだが、2014 年度に関連する売上戻しの証憑を取得したら、当該売上戻しはどの年度に確定申告するのか、というものがあつた。</p> <p>財政部中区国税局民権稽徴所によると、営利事業所得税審査準則第 19 条第 1 項に基づき、売上戻しの金額がすでに帳簿に記録されており、かつ、統一發票使用弁法第 20 条により証憑を取得、または売上戻しの事実を証明するその他確実な証拠がある場合は売上戻しが認められる。関連証憑または証拠を取得できない場合は、売上戻しは認められず、売上高を収入認定し、同業の標準利益率により所得額を計算される。また、財政部 1978 年 7 月 3 日台財税第 34268 号の解釈例によると、営利事業者の売上において翌年度に売上戻しが発生し、その売上戻しが帰属する会計年度が相違すると、翌年度の売上戻しとして処理しなければならない。</p> <p>当局によると、上記の規定に基づき、もし甲社の売上戻しの証憑の発行日が 2014 年度であれば、当該売上戻しが 2013 年度の売上に係るものであったとしても、2013 年度に関連する売上戻しの証憑を取得していないため、2013 年度の売上戻しとしてはならず、2014 年度の売上戻しとして申告すべきである。従つて、否認による追徴を避けるため、営利事業者は規定に基づき関連の売上戻しの証憑または売上戻しの事実を証明できるその他の確実な証拠を取得しなければならない。</p>
公表日	2015/1/31

公表元	財政部北区国税局
テーマ	輸出貨物の販売収入は、通関日が帰属する会計年度に計上しなければならない
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業所得税審査準則第 15 条の 2 第 1 項に基づき、営利事業者の貨物の輸出販売について、通関方式による輸出の場合、営業収入は通関日の帰属する会計年度に認識すべきである。</p> <p>当局は以下の例を挙げて説明している。当局が、A 社の 2012 年度の営利事業所得税の確定申告書を審査した際、2012 年 12 月 26 日に通関した輸出販売収入約 200 万元余りの申告が漏れていることが発覚した。会社によると、当該取引の取引条件は目的地渡し(CIF)で、貨物の実際の引渡し及び代金回収はともに 2013 年度となったため、2013 年度の営業収入として計上しているとのことであった。しかし、当該取引の通関日は 2012 年度であり、上記の規定に従っていないため、追徴されることとなった。</p> <p>当局は営利事業者に対し、輸出貨物の販売を通関方式で輸出する場合、取引条件を問わず通関日の属する会計年度に販売収入を認識することとなり、引渡日または代金回収日ではないことを注意喚起している。また、もし収入の申告漏れがある場合は、早いうちに修正申告し、税金を追加納付するよう呼びかけている。もし疑問がある場合は、当局のウェブサイト(http://www.ntbca.gov.tw)で関連規定を確認することができ、また当局の無料電話(0800-000321)で相談することができる。</p>
公表日	2015/1/27

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が、一方で借入金の利息を支払い、他方で貸付金の利息を受取っていない場合、当該支払利息は認められない
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業所得審査準則第 97 条第 11 号により、営業者が一方で借入金の利息を支払い、他方で貸付金の利息を受取っていない、もしくは受取利息が支払利息より少ない場合は、本来当該貸付金に対して受け取るべき利息に相当する支払利息または当該受け取るべき利息と支払利息との差額は認められない。</p> <p>当局はある科学技術会社の 2012 年度の営利事業所得確定申告を審査した際、当該会社は支払利息 800 万元あまりを申告していたが、同時にその他未収入金 12 億元あまりが申告されており、かつ、帳簿年齢が 1 年から 3 年であった。会社の説明によると、国外子会社の工場建設に協力し、その性質は国外子会社に対する資金の貸与であったため、当局は上記の規定に基づき、本来当該貸付金に対して受け取るべき利息に相当する支払利息を否認し、支払利息 700 万元あまりを減少調整した。</p> <p>当局は営利事業者に対し、支払利息を申告する際は、自社の利益を守るために</p>

	も、税法及び関連法規に基づき申告するよう注意喚起している。もし不明な点がある場合は、当局のウェブサイト (http://www.ntbca.gov.tw) で関連規定を確認することができ、また当局の無料電話 (0800-000321) で相談することができる。
公表日	2015/1/27

公表元	財政部台北国税局
テーマ	2015 年度の個人総合所得税免税額、標準控除額、給与所得特別控除額、障害者特別控除額及び累進課税の金額について
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、財政部は 2014 年 12 月 10 日に 2015 年度の総合所得税について物価指数の上昇程度により調整した項目の金額を公告した。免税額は 2014 年度と同様であるが、各項目の調整金額は以下の通り：</p> <p>一、免税額：1 人あたり 85,000 元、納税義務者本人及び配偶者の年齢が 70 歳以上の場合、納税義務者本人及びその配偶者の扶養している直系親族の年齢 70 歳以上の場合、免税額は 1 人あたり 127,500 元(変更なし)。</p> <p>二、標準控除額：79,000 元から 90,000 元へ引き上げ。即ち、納税義務者が単身の場合の控除額は 90,000 元、配偶者がある者の控除額は 180,000 元。</p> <p>三、給与所得特別控除額及び障害者特別控除額：1 人あたり毎年の控除額をそれぞれ 108,000 元から 128,000 元へ引き上げ。</p> <p>四、累進課税については、所得純額が 1,000 万円を超過している部分について新たに 45% の税率が適用されることとなった。各課税区分及び累進税率は以下の通り：</p> <p>(一) 総合所得純額 520,000 元以下の者：5%</p> <p>(二) 520,000 元を超過し 1,170,000 元以下の者： 26,000 元 + 520,000 元を超過した金額 × 12%</p> <p>(三) 1,170,000 元を超過し 2,350,000 元以下の者： 104,000 元 + 1,170,000 元を超過した金額 × 20%</p> <p>(四) 2,350,000 元を超過し 4,400,000 元以下の者： 340,000 元 + 2,350,000 元を超過した金額 × 30%</p> <p>(五) 4,400,000 元を超過し 10,000,000 元以下の者： 955,000 元 + 4,400,000 元を超過した金額 × 40%</p> <p>(六) 10,000,000 元を超過する者： 3,195,000 元 + 10,000,000 元を超過した金額 × 45%</p> <p>当局は、上記の個人総合所得税免税額、標準控除額、給与所得特別控除額、障害者特別控除額及び累進課税の金額改定は、2016 年度に 2015 年度の総合所得税を確定申告する際に適用となることを注意喚起している。</p>
公表日	2015/1/16

公表元	103.12.05 経商字第 10302145450 号
テーマ	単一法人株主会社においても、会社法第 170 条第 2 項の規定を遵守し、等しく会計年度終了後 6 か月以内に取締役会を開催し、財務諸表を承認しなければならない
公表内容	会社法第 128 条の 1 によると「政府または法人株主 1 人が組織する株式会社は……, 当該会社の株主総会の職権について取締役会が行使することになり、株主総会に関連する本法の規定については適用しない」とある。また、会社法第 170 条第 2 項によると「前項の定時株主総会は、各会計年度終了後 6 か月以内に開催しなければならない……」。従って、単一法人株主会社も、会社法第 170 条第 2 項の規定を遵守し、等しく会計年度終了後 6 か月以内に取締役会を開催し、財務諸表を承認しなければならない。
公表日	2014/12/5

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付

毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、 要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 15日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001724

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan